

③ 疾患別リハビリテーション料の実施者別区分の創設

第1 基本的な考え方

NDB・DPC データにより疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を把握可能となるよう、疾患別リハビリテーション料について、実施者を明確化した評価体系に見直す。

第2 具体的な内容

疾患別リハビリテーション料について、リハビリテーションを実施した職種ごとの区分を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>1 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p> <p>イ 理学療法士による場合 205点</p> <p>ロ 作業療法士による場合 205点</p> <p>ハ 医師による場合 205点</p> <p>ニ 看護師による場合 205点</p> <p>ホ 集団療法による場合 205点</p> <p>2 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）</p> <p>イ 理学療法士による場合 125点</p> <p>ロ 作業療法士による場合 125点</p> <p>ハ 医師による場合 125点</p> <p>ニ 看護師による場合 125点</p> <p>ホ 集団療法による場合 125点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法又は集団療法であるリ</p>	<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>1 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位） <u>205点</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位） <u>125点</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーシ</p>

ハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から150日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。

【脳血管疾患等リハビリテーション料】

- 1 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）
- イ 理学療法士による場合 245点
 - ロ 作業療法士による場合 245点
 - ハ 言語聴覚士による場合 245点
 - ニ 医師による場合 245点
- 2 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）
- イ 理学療法士による場合 200点
 - ロ 作業療法士による場合 200点
 - ハ 言語聴覚士による場合 200点
 - ニ 医師による場合 200点
- 3 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位）
- イ 理学療法士による場合 100点
 - ロ 作業療法士による場合 100点
 - ハ 言語聴覚士による場合 100点
 - ニ 医師による場合 100点
 - ホ イからニまで以外の場合 100点

[算定要件]

注5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪

ヨンを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から150日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。

【脳血管疾患リハビリテーション料】

- 1 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位） 245点
- （新設）
 - （新設）
 - （新設）
 - （新設）
- 2 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位） 200点
- （新設）
 - （新設）
 - （新設）
 - （新設）
- 3 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位） 100点
- （新設）
 - （新設）
 - （新設）
 - （新設）
 - （新設）

[算定要件]

注5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪

<p>又は最初に診断された日から180日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。</p> <p>イ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p> <p>(1) <u>理学療法士による場合</u> <u>147点</u></p> <p>(2) <u>作業療法士による場合</u> <u>147点</u></p> <p>(3) <u>言語聴覚士による場合</u> <u>147点</u></p> <p>(4) <u>医師による場合</u> <u>147点</u></p> <p>ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）</p> <p>(1) <u>理学療法士による場合</u> <u>120点</u></p> <p>(2) <u>作業療法士による場合</u> <u>120点</u></p> <p>(3) <u>言語聴覚士による場合</u> <u>120点</u></p> <p>(4) <u>医師による場合</u> <u>120点</u></p> <p>ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位）</p> <p>(1) <u>理学療法士による場合</u> <u>60点</u></p> <p>(2) <u>作業療法士による場合</u> <u>60点</u></p> <p>(3) <u>言語聴覚士による場合</u> <u>60点</u></p> <p>(4) <u>医師による場合</u> <u>60点</u></p> <p>(5) <u>(1)から(4)まで以外の場合</u> <u>60点</u></p> <p>【廃用症候群リハビリテーション料】</p> <p>1 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p>	<p>又は最初に診断された日から180日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。</p> <p>イ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位） <u>147点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位） <u>120点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位） <u>60点</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【廃用症候群リハビリテーション料】</p> <p>1 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p>
--	---

<p>イ <u>理学療法士による場合</u> <u>180点</u></p> <p>ロ <u>作業療法士による場合</u> <u>180点</u></p> <p>ハ <u>言語聴覚士による場合</u> <u>180点</u></p> <p>ニ <u>医師による場合</u> <u>180点</u></p> <p>2 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）</p> <p>イ <u>理学療法士による場合</u> <u>146点</u></p> <p>ロ <u>作業療法士による場合</u> <u>146点</u></p> <p>ハ <u>言語聴覚士による場合</u> <u>146点</u></p> <p>ニ <u>医師による場合</u> <u>146点</u></p> <p>3 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位）</p> <p>イ <u>理学療法士による場合</u> <u>77点</u></p> <p>ロ <u>作業療法士による場合</u> <u>77点</u></p> <p>ハ <u>言語聴覚士による場合</u> <u>77点</u></p> <p>ニ <u>医師による場合</u> <u>77点</u></p> <p>ホ <u>イからニまで以外の場合</u> <u>77点</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>180点</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位） <u>146点</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位） <u>77点</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>[算定要件]</p> <p>注5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。</p> <p>イ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p> <p>(1) <u>理学療法士による場合</u> <u>108点</u></p> <p>(2) <u>作業療法士による場合</u> <u>108点</u></p> <p>(3) <u>言語聴覚士による場合</u> <u>108点</u></p> <p>(4) <u>医師による場合</u> <u>108点</u></p> <p>ロ 廃用症候群リハビリテーシ</p>	<p>[算定要件]</p> <p>注5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。</p> <p>イ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位） <u>108点</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 廃用症候群リハビリテーシ</p>

<p>ヨソ料（Ⅱ）（1単位）</p> <p>（1）<u>理学療法士による場合</u> 88点</p> <p>（2）<u>作業療法士による場合</u> 88点</p> <p>（3）<u>言語聴覚士による場合</u> 88点</p> <p>（4）<u>医師による場合</u> 88点</p> <p>ハ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位）</p> <p>（1）<u>理学療法士による場合</u> 46点</p> <p>（2）<u>作業療法士による場合</u> 46点</p> <p>（3）<u>言語聴覚士による場合</u> 46点</p> <p>（4）<u>医師による場合</u> 46点</p> <p>（5）<u>（1）から（4）まで以外の場合</u> 46点</p> <p>【運動器リハビリテーション料】 [算定要件]</p> <p>1 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p> <p>イ <u>理学療法士による場合</u> 185点</p> <p>ロ <u>作業療法士による場合</u> 185点</p> <p>ハ <u>医師による場合</u> 185点</p> <p>2 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）</p> <p>イ <u>理学療法士による場合</u> 170点</p> <p>ロ <u>作業療法士による場合</u> 170点</p> <p>ハ <u>医師による場合</u> 170点</p> <p>3 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位）</p> <p>イ <u>理学療法士による場合</u> 85点</p> <p>ロ <u>作業療法士による場合</u> 85点</p> <p>ハ <u>医師による場合</u> 85点</p> <p>ニ <u>イからハまで以外の場合</u></p>	<p>ヨソ料（Ⅱ）（1単位） 88点</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位） 46点</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>【運動器リハビリテーション料】 [算定要件]</p> <p>1 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位） 185点</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位） 170点</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位） 85点</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

<p style="text-align: right;"><u>85点</u></p> <p>注5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であつて、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。</p> <p>イ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>理学療法士による場合</u> <u>111点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>作業療法士による場合</u> <u>111点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>医師による場合</u> <u>111点</u></p> <p>ロ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位）</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>理学療法士による場合</u> <u>102点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>作業療法士による場合</u> <u>102点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>医師による場合</u> <u>102点</u></p> <p>ハ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位）</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>理学療法士による場合</u> <u>51点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>作業療法士による場合</u> <u>51点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>医師による場合</u> <u>51点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>(1)から(3)まで以外の場合</u> <u>51点</u></p> <p>【呼吸器リハビリテーション料】</p> <p>1 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p>	<p>注5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であつて、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。</p> <p>イ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位） <u>111点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p>ロ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）（1単位） <u>102点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p>ハ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）（1単位） <u>51点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p>【呼吸器リハビリテーション料】</p> <p>1 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（1単位）</p>
---	---

		<u>175点</u>
<u>イ</u>	<u>理学療法士による場合</u> <u>175点</u>	(新設)
<u>ロ</u>	<u>作業療法士による場合</u> <u>175点</u>	(新設)
<u>ハ</u>	<u>言語聴覚士による場合</u> <u>175点</u>	(新設)
<u>ニ</u>	<u>医師による場合</u> <u>175点</u>	(新設)
2	呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ) (1単位)	2 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ) (1単位)
		<u>85点</u>
<u>イ</u>	<u>理学療法士による場合</u> <u>85点</u>	(新設)
<u>ロ</u>	<u>作業療法士による場合</u> <u>85点</u>	(新設)
<u>ハ</u>	<u>言語聴覚士による場合</u> <u>85点</u>	(新設)
<u>ニ</u>	<u>医師による場合</u> <u>85点</u>	(新設)